令和2年3月26日

1. 入国拒否対象地域の追加(法務省)

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州21か国(注)及びイランの全域を指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

(注) アイランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化 (厚生労働省)

東南アジア7か国(注)又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日待機関を使用しないことを要請。

(注) インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、 マレーシア

3. 査証の制限(外務書)

- (1) 上記2の国に所在する日本国大使館又は総領事館で3月27日までに発給 された一次・数次査証の効力を停止。
- (2) 上記2の国に対する査証免除措置を順次停止。
- (3) 上記2の国並びに中国(香港を含む)及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の断続

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年3月5日開催)において、3月末までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、 査証の制限の措置の実施機関更新し、4月末までの間、実施する。右期間、更新することができる。

上記1. の措置は、3月27日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2. の措置は、3月28日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機 又は船舶を対象とし、4月末までの間、実施する。右期間は、更新することがで きる。

上記3. の措置は、3月28日午前0時から4月末までの間、実施する。右期間は、更新することができる。